

○学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程細則

(制定 2009年4月1日)

(目的)

第1条 この細則は、学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）に基づき、教職員の懲戒について、その事由と懲戒の種類を明記し、処分量定の指標とするために制定する。

(処分量定の決定方法)

第2条 懲戒委員会における処分量定を決定するにあたっては、第3条の標準的な処分量定を参考とし、次の各号のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に懲戒委員会で審議のうえ、処分量定を決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

(標準的な処分量定)

第3条 懲戒規程に基づき、非違行為の標準的な処分量定を定める。なお、標準的な処分量定は、懲戒規程に拠る処分量定を○印、懲戒規程に明確に合致する記載がなく過去の本学懲戒処分履歴や国家公務員の懲戒処分履歴を参考に定めた処分量定を△印として表示する。

- (1) 一般服務上の非違行為については、次のとおりとする。

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	降格	解任	出勤 停止	減給	譴責
①無断又は虚偽の欠勤・遅刻・早退							
ア 通算 13 日以内			△	△	△	○	○
イ 通算 14 日以上	○	○					
②虚偽の申請							
ア 休暇・勤務時間等						△	△
イ 氏名・経歴等の個人情報	○	○					
③兼業の承認等を得る手続きの怠			△	△	△		
④指示命令違反・専断の行為							
ア 指示命令違反						○	○
イ 専断の行為			○	○	○		
⑤勤務諸手続きの怠慢又は不正、勤務態度不良						○	○
⑥職場内秩序・風紀を乱す行為							
ア 暴行・恐喝・妨害行為・性的行為（未遂）	○	○					
イ 威圧的行為・業務妨害・性的言動			○	○	○		
ウ 暴言・性的発言・酒気帯び			△	△	△	○	○
⑦入札談合等に関与する行為							



事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①横領・窃取・詐取	○	○					
②私的流用			○	○	○		
③盗難被害			△	△	△		
④紛失, 物品損壊			○	○	○	△	△
⑤失火 (ボヤ)			△	△	△		
⑥諸給与の違法支払・不適正受給						△	△
⑦金品処理不適正						△	△
⑧コンピュータの不適正使用						△	△

(3) 勤務時間以外での非違行為については、次のとおりとする。

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①放火	○						
②殺人	○						
③傷害	○	○					
④暴行・けんか			○	○	○		
⑤器物破損			△	△	△	△	△
⑥横領	○						
⑦窃盗・強盗							
ア 窃盗	○	○					
イ 強盗	○						
⑧詐欺・恐喝	○						
⑨賭博							
ア 賭博						△	△
イ 常習賭博			△	△	△		
⑩麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	○						
⑪酩酊による粗野な言動等						○	○
⑫淫行 (未遂)	○	○					
⑬痴漢行為 (未遂)	○	○	△	△	△		

(4) 交通法規上での非違行為については、次のとおりとする。

事由	懲戒解雇	諭旨解雇	降格	解任	出勤停止	減給	譴責
①飲酒運転							
ア 酒酔い	○	○	△	△	△		
人身事故あり	○						
イ 酒気帯び	○	○	○	○	○	△	△
人身事故あり	○	○					
措置義務違反あり	○						
ウ 飲酒運転者への車両提供, 飲酒運転車両	○	○	○	○	○	△	△

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	降格	解任	出勤 停止	減給	譴責
への同乗行為等							
②飲酒運転以外での人身事故							
ア 死亡又は重篤な傷害	○	○	○	○	○		
措置義務違反あり	○						
イ 傷害						△	△
措置義務違反あり			○	○	○		
③飲酒運転以外の交通法規違反							
著しい速度超過等悪質な交通法規違反						△	△
物損・措置義務違反あり			△	△	△	○	○

(5) 監督責任上での非違行為については、次のとおりとする。

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	降格	解任	出勤 停止	減給	譴責
①管理監督不適正			△	△	△	○	○
②非行の隠ぺい、黙認			○	○	○		

(許可を得ない兼業又は兼職の適用除外基準)

第4条 教職員の転居に伴う異動や相続等により、自己の不動産等の活用や親族から継承する家業等を目的とした事業に準じる自営については、第2項及び第3号の各号に定める基準より、学外事業への就業及び自営兼業の適用除外とする。

2 不動産又は駐車場の賃貸に係る場合

- (1) 教職員の本学における業務と不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生がないこと。
- (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の取引及び維持管理等の管理業務を教職員以外の者に委ねること等（親族による管理）により、教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

3 不動産又は駐車場の賃貸以外に係る場合

- (1) 教職員と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、教職員の職務遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(標準的な処分量定では軽すぎる又は重すぎる事案)

第5条 個別事案の内容により、標準的な処分量定に抛りがたい場合は次の各項各号により懲戒委員会で審議のうえ、処分量定を決定するものとする。

2 標準的な処分量定より更に重い処分量定が望ましいと判断される場合は次のとおりとする。

- (1) 非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるときなど職責が特に重い

とき

- (3) 非違行為の学園内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

3 標準的な処分量定より軽い処分量定が望ましいと判断される場合は次のとおりとする。

- (1) 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

(通知)

第6条 懲戒規程の第10条に基づき、理事長は機関の長等を通じて懲戒処分通知書を当該教職員に通知するものとする。

- (1) 処分量定の種類，その他手続き事項
- (2) 処分不服の申し立て方法（弁明の機会を放棄した場合は除く）

(公表)

第7条 本学の職場秩序を維持することを目的として行う懲戒であるため，その非行の概要並びに処分量定について懲戒規程の第11条及び第12条に基づき，教職員に公表することを定める。

2 次のいずれかに該当する懲戒処分は，公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち，懲戒解雇・諭旨解雇

3 公表する際は，次の各号を公表する。ただし，被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等，公表することが適当でない認められる場合は，公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 処分量定及び処分年月日
- (3) 被処分者の校舎・機関，職種，所属，役職位等

4 懲戒処分を行った後，原則として速やかに公表するものとする。ただし，軽微な事案については一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。

(不服申し立て)

第8条 学校法人東海大学懲戒委員会規程第8条により，弁明の機会に応じ懲戒処分通知書を受領した当該教職員が懲戒処分内容に不服申し立てを希望する場合は，懲戒処分通知書受領日から60日以内に機関の長等を経由して理事長に申し出を行うものとする。ただし，懲戒解雇・諭旨解雇に関する不服申し立てはこの他の手続きによる。

2 本学は，不服申し立てがあった日から3か月を経過する日までに不服申し立て事由による懲戒委員会を開催し，再審議を行うこととする。

3 再審議結果については，再度，懲戒処分通知書をもって当該教職員に通知するものとする。

(刑事事件との関係)

第9条 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属される場合は，懲戒委員会の審議

のもと、慎重に懲戒処分を行わなければならない。

- (1) 起訴された場合は、原則として厳格な起訴手続きを経て、裁判所の判断が確定することをもって懲戒処分を決定する。ただし、社会的責任や組織秩序維持の観点から時宜に即して懲戒処分を行う必要がある場合は、懲戒委員会の委員のほか、法務的な専門家又は顧問弁護士等の意見も併せ懲戒処分を行うことができる。
- (2) 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間であっても、当該教職員が公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実該当するものがあることを認めている場合には、これを事実と認定し懲戒処分を行うことができる。  
(処分取消)

第10条 処分事由について、著しく客観的妥当性を欠き明らかに条理に反する場合、又は重大な事実の誤認があることが処分後に明らかになった場合等特殊な事情の存するときに限り、懲戒処分を取り消すことができる。

- 2 懲戒処分は、当該教職員に不利益を課す罰であることから、懲戒委員会で決定した処分量定を取り消す際に、新たな懲戒処分を追加・変更したりすることはできないものとする。

付 則 (2009年4月1日)

この細則は、2009年4月1日から施行する。